

### 13 運輸関係

#### ア 自動車交通等

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
自動車保有関係手続 （警察庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省）	自動車保有に関する手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービス化について、平成17年稼働開始に向けて、関係法令の着実な整備を図るとともに、システムの実用化に係る試験運用を行う。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一化すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。	試験運用	システム稼働（17年中）		（警察庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省） 平成17年12月の稼働開始に向けて、関係機関と調整を行いながらシステムの改良を実施しており、岩手県、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、大阪府及び佐賀県を対象地域を拡大して、実用化に係る試験運用を行った。（平成15年度は、東京都、神奈川県で実施） また、第159回国会において「自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律」が成立し、平成16年5月26日公布された。	
オートマチック二輪車限定免許の導入 （警察庁）	オートマチック二輪車に限定した運転免許を導入することについて、当該免許の導入が道路交通の安全に与える影響等について全国的見地から検討を行い、早期に結論を得て、交通安全上必要な府令の改正を実施する。	措置			（警察庁） オートマチック二輪車に限定した大型二輪免許及び普通二輪免許の導入を内容とする道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第52号）が公布された（平成17年6月1日施行）。	
タクシー事業の緊急調整措置 （国土交通省）	緊急調整措置の発動を厳に必要性があるケースに限定するのはもとよりであるが、特別監視地域についてはその解除要件を見直し、毎年度新規に指定する方式に改めること、指定要件における「非流し地域」の特例的な取扱いを見直し、実車率要件を「流し地域」と同一とすること又は大幅に引き上げること等の措置を講ずることにより、真に重点監視が必要とされる地域に限り特別監視地域として指定することが可能になるよう、要件の見直しに早期に着手し、措置する。	措置			（国土交通省） 特別監視地域の指定について、毎年度新規に指定する方式に改め、実車率要件を引き上げる等の措置を講じた通達を发出了。（平成16年8月31日施行） 【国土交通省通達平成16年8月26日国自旅第124号、平成16年8月27日国自旅第127号】	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
タクシー事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	a 遠距離運賃の大幅弾力化や特定ゾーンでの定額運賃化が真に機能するよう運用する。また、自動認可運賃（速やかに認可するものとして公示した運賃）の下限を下回る運賃設定に係る認可の際の個別審査に当たっては、いわゆる「追い越し」の禁止と「不当な競争」や「差別的取扱い」のみを審査することとし、認可制の下にあっても規制は上限規制に限られるという点を厳守する。	適宜実施			(国土交通省) 平成14年2月1日の改正道路運送法の施行以降、各地で遠距離割引や定額運賃、自動認可運賃の下限を下回る運賃の申請がなされているところであり、処理方針に基づき適切に処分を行っている。	
	b 運賃・料金の設定は、経営判断の根幹をなす事項であり、意欲のある事業者の創意工夫により更に多彩な運賃・料金の設定がなされることがタクシー事業の活性化、ひいては利用者利便の向上につながるという基本的認識の下、タクシー事業者と利用者との間において機動的かつ柔軟な運賃・料金の設定が可能となるようにすること等を含め、運賃・料金の更なる多様化を実現するよう、現行の運賃制度を見直す。	早期実施			(国土交通省) 定額運賃の適用方法の弾力化、多様な割引制度を分類・例示、営業的割引の明確化・多様化等を図るとともに、定着型運賃や運賃割引等の認可にあたり、一定の要件に該当するものについては、原価計算書等の一部を省略することができることとするなど、運賃制度及び処理方針の改正を行った。(平成16年10月1日施行) 【国土交通省通達平成16年9月16日国自旅第148号】	
タクシー事業の許認可手続に係る標準処理期間の短縮 (国土交通省)	タクシー事業の機動的な事業運営を実施していく上で、運賃を始めとする許認可手続を迅速に行う必要があり、標準処理期間を現行の2分の1を目途として、大幅な短縮を行う。	早期実施			(国土交通省) 標準処理期間をおおむね3ヶ月とする通達を発出した。 (平成16年10月1日施行) 【国土交通省通達平成16年9月16日国自旅第151号-2】	
タクシーの駅構内への入構 (国土交通省)	いわゆる駅構内については、その管理形態や利用形態も様々であり、その運用次第では利用者の円滑な乗り継ぎに支障を与えるおそれがあるほか、交通事業の新規参入に際しての実質的な障壁ともなるおそれがある。また、一方で、近年では、特に大都市圏の駅において客待ちタクシーの列が渋滞等を引き起こす例も生じている。このため、公共交通機関相互の乗り継ぎの円滑化という観点や交通事	結論			(国土交通省) 主要な鉄道事業者18社に対して、平成16年度当初から平成16年内にかけて、アンケート調査等を実施し、駅前広場の管理の実態を整理。一方で、地方運輸局を通じて、駅等における客待ち空車タクシーによる問題に対して、どのような措置が講じられているかについて、平成16年5月から6	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	業における新規参入に当たっての実質的な障壁の解消という観点から、駅構内の管理・利用形態について実態調査を行い、上述した諸点を解消するための具体的措置について結論を得る。				月及び同年10月から11月までの計2回、実態調査を実施し、各地の事例を収集。これらの調査結果を踏まえ、ガイドラインの策定等に向け、関係者間で検討することとしている。	
訪問介護事業所が行う通院等乗降介助に付随する移送サービスの取扱いの明確化 (国土交通省)	訪問介護事業者が行う移送サービスの法的取扱い等について、事業の実態も十分勘案した上で、できるだけ早く結論を得るべく、平成15年度中を目途に一定の方向性を見出し、その後速やかに明確化する。	措置			(国土交通省) 訪問介護事業者が行う要介護者等の輸送については、道路運送法の事業許可によることを原則としつつ、訪問介護員等が自己の車両で要介護者を有償で運送する場合については、一定の手続、条件の下で自家用自動車の有償運送許可によることができるとする通達を発出した。(平成16年3月31日施行) 【国土交通省通達平成16年3月16日国自旅第241号】	
コミュニティバスの許可等の基準の運用の見直し (国土交通省)	いわゆるコミュニティバスについては、利用者利便の向上、負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。	措置			(国土交通省) 地域住民の足を確保し、観光振興等を促進する観点から、いわゆるコミュニティバス等の許可の手続きを弾力的に取り扱う通達を発出した。 【国土交通省通達平成17年3月30日国自旅第308号】	
自動車の回送運行許可期間の延長 (国土交通省)	6月を超えてはならないとされている回送運行許可証の有効期間を1年まで延長できるよう道路運送車両法を改正するとともに、道路運送車両法関係手数料令を改正し許可期間1年の場合の手数料を設定する。	措置			(国土交通省) 平成16年5月に道路運送車両法を改正し、許可証の有効期間を1年に延長した(平成17年5月施行予定)。また、道路運送車両法関係手数料令についても平成17年5月を目途として改正作業を進めているところである。	
自動車検査制度の見直し	車検・点検整備制度については、従来から車検有効期間の延長等により、相応の規制緩和が進められてきているところであるが、特	16年度中取りまとめ、以後速やかに措置			(国土交通省) 平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
(国土交通省)	に車検有効期間については、技術の進歩等を踏まえ、国民負担の一層の軽減等の観点から常に見直しを図っていく必要がある安全で環境との調和のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断するための調査を取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずる。				進3か年計画」に基づき、今後の望ましい自動車の検査・点検整備制度の在り方について検査対象車種全般に亘り総合的に検討を行った結果、小型二輪車の自動車検査証の有効期間については、初回2年を3年に延長が可能、また、二輪車の定期点検については6月点検を廃止することが可能であるとの結論を得た（平成17年3月の閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」）よって、この結論に従い、速やかに所要の措置を講ずる。	
フォークリフトの速度制限の緩和 (国土交通省)	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	検討（16年度以降）			(国土交通省) 平成15年1月の日EU自動車基準・認証専門家会合において、本要望は安全の観点から措置困難である旨を、要望提出元である欧州委員会に伝達している。上記会合以降、欧州委員会からは具体的要望が提示されていない。	
燃料電池自動車完成車輸送車両のトンネル通行の制限の見直し (国土交通省)	道路法（昭和27年法律第180号）上、一定量を超える水素を搭載する完成車両輸送（トレーラー）については、水底トンネルの通行を禁止・制限できるとしているが、車両輸送を円滑に実施する観点から、必要な実験の実施及びその検証・評価を行った上で、安全性の確保を前提として、搭載水素の制限数量を再点検し、必要な見直しを行う。	検討・措置			(国土交通省) 以下を緩和の方向性とする通知を、3/31に発出 <<方向性>> ・一方通行のトンネルで換気が可能で、車両の滞留の少ないトンネルについては、緩和は可能。 ・上記以外の場合であっても、道路管理者の防災施設の運用次第で緩和は可能（水噴霧施設の運用により水素放散を防ぐことが可能なこと）。 ・事故の確率の観点から、個々のトンネルの実態に応じた制限により緩和は可能（交通量が少ない、時間限定、誘導車配置など）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 （国土交通省）	軌道上を交差する特別高圧送電線について、軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。	検討			（国土交通省） 軌道については、「軌道に係る基準等のあり方に関する検討委員会」において、検討を行っているところである。	
運転免許制度における貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し （警察庁）	車両総重量11トン以上を「大型」とし、新たに5トンから11トンを対象とする「中間的運転免許」を創設するための法案を今国会に提出し、公布後3年以内に措置する。本規制の見直しに当たっては、交通の安全の確保と併せ、利用者の利便について十分に配慮する。	公布後3年以内に措置			（警察庁） 第159回通常国会において、自動車の区分を見直し、車両総重量11トン以上を大型自動車、5トン以上11トン未満を中型自動車、5トン未満を普通自動車とし、これに対応して、中型免許及び中型二種免許を新設すること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）が成立した（平成16年6月9日公布。公布後3年以内に施行）。	
自動車型式指定申請に先駆けた装置型式指定申請（制動装置等）のみの申請の容認 （国土交通省）	自動車型式指定申請に先駆け、制動装置等のシステム装置に係る装置型式指定申請の単独申請に対応することとする。	措置			（国土交通省） 「装置型式指定実施要領（依命通達）」（平成10年11月12日）の一部を改正（平成16年4月20日）し、装置型式指定申請（道路運送車両法第75条の2）の単独申請に対応することとした。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
構造装置・機能確認試験の提示車両選定基準の明確化及び提示車両の削減 （国土交通省）	構造装置・機能確認試験の提示車両選定基準（構造装置・機能確認の試験自動車選定ガイドライン）について、さらに明確化を図り、関係者に周知する。	措置			（国土交通省） 構造装置・機能確認の試験自動車選定ガイドライン（平成15年3月31日制定）の一部を改正（平成16年3月31日）し、構造装置・機能確認試験の提示車両選定の明確化を図った。	
被牽引車の牽引自動車制限における連結検討の簡素化（自動化） （国土交通省）	牽引車の自動車検査証について、トレーラー等の車名及び型式（キャンピングトレーラー等の場合、牽引可能な重量）の記載を可能とし、当該トレーラー等については、自動車検査証への車名及び型式の記載を省略できるようにする。	措置			（国土交通省） 「道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令」（平成16年3月31日付け、国土交通省令第37号）により被牽引車の牽引自動車制限における連結検討の簡素化（自動化）を行った。（平成16年7月1日施行）	
レンタカーに係る有償貸渡許可申請の手續負担の軽減 （国土交通省）	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請の提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所ですることとするために必要な制度の見直しについて検討し、措置する。	措置			（国土交通省） レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請の提出先を本社所在地管轄運輸支局の1箇所ですることとする通達を発出した。（平成16年6月1日施行） 【国土交通省通達平成16年4月28日国自旅第17号】	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
相互使用するトレーラーに係る車庫規制の緩和 (国土交通省)	運輸協定を締結し、相互使用することとしているトレーラーについては、一の営業所において車庫を確保すれば足りることとする。	措置			(国土交通省) 「『一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について』の細部取扱について』の一部改正について」(平成16年7月29日国自貨第50号)により、相互使用することとしているトレーラーについては、一の営業所において車庫を確保すれば足りることとした(平成16年9月1日施行)	
自動車登録事項等の請求・交付の電子化等 (国土交通省)	登録事項等証明書に関する手続きの電子化について、利便性の向上や個人情報の保護の観点から、その方法、範囲について検討し、結論を得る。	検討・結論			(国土交通省) 現在、要望団体等にヒアリングを行っており、具体的な要望を踏まえて検討を進め、検討結果をとりまとめたい。	
21 高速道路料金の軽減 (国土交通省)	高速道路において、大口・多頻度利用者の利便を図るサービスとして、別納割引制度を廃止し、ETC利用を前提とした新しい割引制度を創設する。	16年度を目途に措置			(国土交通省) 高速自動車国道において、大口・多頻度利用者の利便を図るサービスとして、別納割引制度を廃止し、ETC車を対象とした「大口・多頻度割引」を創設した。(平成17年4月1日より実施)	
22 都道府県が所有する自動車の登録名義人表示の弾力化等 (国土交通省)	都道府県が所有する自動車の登録等の手続の際に必要な委任状(所有者)の発行を知事から権限の委任を受けた機関の長とする、及び、登録名義人を地方公共団体の機関名とする等、手続弾力化の可否について検討し、結論を得る。	検討・結論			(国土交通省) 登録申請手続きに関する権限が、地方公共団体の規則等により、地方公共団体の内部の機関等に委託されている場合は、当該規則等の写し及び委任を受けた機関等の委任状をもって登録が行えるよう措置した。(平成17年3月9日付け文書により各運輸局を通じて各運輸支局等へ周知した。)	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
23乗合タクシーの許可等の基準の運用の見直し （国土交通省）	いわゆる乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直す。	措置			（国土交通省） 地域住民の足を確保し、観光振興等を促進する観点から、乗合タクシー等の許可の手続きを弾力的に取り扱う通達を 発出した。 【国土交通省通達平成17年3月30日国自旅第308号】	
24レンタカーに係る有償貸渡許可の事業者ごとの申請の容認 （国土交通省）	レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請については、手続負担の軽減を図るため、車両ごとの審査を見直し、いわゆる白バス・白タク行為を防止するために必要な措置を講じた上で、事業者ごとの審査に改めることとする。	措置			（国土交通省） レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請については、車両ごとの許可から、事業者ごとの許可に改める通達を 発出した。（平成16年6月1日施行） 【国土交通省通達平成16年4月28日国自旅第17号】	

# イ 海運・港湾

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
内航海運業に係る 参入規制 (国土交通省)	内航海運業については、その活性化を図るため、事業全般にわたる民間活力の一層の発揮が可能となるよう、競争的な市場環境の整備を図ることが必要である。このため、参入規制を許可制から登録制とし、事業区分を廃止する。	速やかに措置				(国土交通省) 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律(平成16年法律第71号)における内航海運業法の一部改正により、参入規制の緩和及び事業区分の廃止を措置した(平成17年4月1日施行)。	
船員職業紹介事業 等の規制緩和 (国土交通省)	現在、船員に関する労務供給事業を行うことは、労働組合を除き禁止されているが、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で船員派遣事業を行うことを認める。	速やかに措置				(国土交通省) 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律(平成16年法律第71号)における船員職業安定法(昭和23年法律第130号)の一部改正により、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で船員派遣事業を行うことを認める措置を講じた(平成17年4月1日施行)。	
船員保険の被保険 者資格の見直し (国土交通省)	船舶管理契約による管理船舶に配乗する船員等について、外国籍船に雇入れられる場合も含め船員保険の被保険者資格を付与する。	速やかに措置				(国土交通省) 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律(平成16年法律第71号)における「船員職業安定法」(昭和23年法律第130号)の一部改正により、派遣船員が外国籍船に派遣される場合にも船員保険の被保険者となるよう措置を講じた(平成17年4月1日施行)。	
強制水先の必要な 船舶の範囲の見直し (国土交通省)	現在、船長の航海実歴による強制水先の免除の対象となる船舶については、日本船籍に限られているが、ヨーロッパにおける制度も十分参考にして、外国籍船に対しても船長が同等の知識・能力を有する場合には強制水先の免除を認める。	結論・実施				(国土交通省) 水先法施行令(昭和39年政令第354号)の一部改正により、外国籍船に対しても船長が日本籍船の船長と同等の知識・能力を有する場合には強制水先の免除を認めることとした。 (水先法施行令の一部を改正する政令) 平成17年3月30日公布(政令第87号)4月1日施行。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
港湾運送事業に係る規制 (国土交通省)	規制緩和を先行して実施した主要9港以外の港についても、需給規制を廃止し免許制を許可制にするとともに、運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制緩和について、所定の結論を得て、所要の法案を国会に提出する。	法案提出			(国土交通省) 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案を次期通常国会へ提出することとしており(平成17年2月1日閣議決定予定)、当該法案において「港湾運送事業法」(昭和26年法律第161号)の一部を改正し、主要9港以外の地方港についても需給調整規制を廃止し免許制を許可制へ、運賃・料金の認可制を事前届出制へ改正することとしている。	
輸出入・港湾関連 手続の簡素化に資 する国際海運の簡 易化に関する条約 (仮称)(FAL条 約)の早期批准 (財務省、厚生労働 省、農林水産省、法 務省、国土交通省、 経済産業省、外務省)	国際競争力のある港湾を創出していくため、国際標準への準拠、手続の簡素化の一環として、早急にFAL条約の締結を行う。 その際、FAL条約で求められる締約国の順守すべき基準については、現在我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げるよう、関係省庁は連携して、着実な対応を図る。	措置			(財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省、外務省) FAL条約については、平成17年3月11日に、閣議決定を経て国会に提出された(「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件」平成17年3月11日閣議決定)。 同条約の締結に当たっては、関係府省において、手続の簡易化、FAL様式の採用等を行い、現行の国内法令で対応できない部分については、法令の改正等により対応する予定。	
輸出入・港湾関連 手続のワンストッ プサービスの一層 の推進 (財務省、厚生労働 省、農林水産省、法 務省、国土交通省、 経済産業省)	a 輸出入・港湾関連手続に係る各種申請手続について、関係省庁は改めて、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図る。	16年度以降できるだけ早期に実施			(財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省) 輸出入・港湾関連手続については、平成15年7月23日に実現したシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、ワンストップサービスの一層の推進を図るため、関係府省と鋭意手続の見直しを進めているところである。 当該検討に当たっては、財務省が取りまとめを行い、申請者の視点を重視する観点から、関係府省のほか、関係民間業界	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					とも連携して検討を進めており、FAL条約締結の際の、FAL様式の採用とあわせて、夜間入港規制の廃止や入港前手続統一様式の導入等の簡素化措置を行うこととしている。	
	b 民間システムとの連携等を推進し、国際標準等への適合も視野に入れつつ、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの構築について検討し、既存業務・システムに係る最適化計画を策定する。	17年度末までのできるだけ早期に措置			（財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省） 最適化計画の策定については、平成17年6月までに最適化に係る見直し方針の策定を行った後、平成17年度末までの限り早期に最適化計画の策定を行うこととしている。 また、財務省においては、平成16年9月に、通関情報処理システム（NACCS）との接続の要望のあった清水港VANとの連携を実現した。	
主要港湾の24時間フルオープン化の推進 （財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省）	a 国際コンテナターミナルとして期待される主要港については、税関に限らず、動植物検疫などCIQ（税関、入国管理、検疫）業務を始めとする行政官署を港湾利用者の要請によらず、自ら行政需要に応じて、24時間365日に向けた対応を実現する。	措置			（財務省） 税関においては、平成15年7月から、全国の主要港湾を始めとする税関官署において、その通関需要に応じ、税関の執務時間外の一定の時間帯に職員を常駐させる通関体制を整備しているところである。（平成15年度措置済） （法務省） 現在のところフルオープン化に係る行政需要が認められない。 （厚生労働省） 主要6港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡）の輸入食品窓口において、平日午後9時まで職員を配置した他、他の港や休日においても連絡窓口を設置し対応するとともに、24時間フルオープン化等の対応のため輸入食品監視支	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>援システムを更改した。</p> <p>（農林水産省）</p> <p>港湾の24時間365日化に向けた対応として平成16年10月より東京、横浜等主要港湾7港において、平日の執務時間を延長するとともに土日祝祭日（動物検疫業務については土曜日）における検疫業務を実施。</p>	
	<p>b フルオープン化に向けた人員増、体制整備を図るとともに、業務全般の効率的執行を図るため、現在は行政官署の行っている業務のうち可能なものについては順次民間委託を推進する。</p>	逐次実施			<p>（財務省）</p> <p>税関においては、平成15年7月から、全国の主要港湾を始めとする税関官署において、その通関需要に応じ、税関の執務時間外の一定の時間帯に職員を常駐させる通関体制を整備しているところである。（平成15年度措置済）</p> <p>また、税関業務のうち、貿易統計等可能なものについては、これまでも民間委託を実施しているところである。</p> <p>（法務省）</p> <p>現在のところフルオープン化に係る行政需要が認められない。</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>主要6港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡）の輸入食品窓口に平日9時まで職員が常駐できるよう配置を行った。</p> <p>また、輸入食品のモニタリング検査について、一部民間委託を行った。</p> <p>（農林水産省）</p> <p>東京港、横浜港等主要港湾7港のフルオープン化に向けた執務時間の延長のため平成16年度に植物防疫官、家畜防疫</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					官を増員した。	
国際競争力のある港湾（外貿コンテナ埠頭）の創出 （財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省）	a 国際競争力のある港湾を創出していくためには、輸出入・港湾手続の簡素合理化や港湾のフルオープン化により一層合理的かつ効率的に対応していくことができるよう、輸出入・港湾手続を所管する府省間の連携を更に強化していく。	逐次実施			（財務省、厚生労働省、法務省） 輸出入・港湾関連手続については、平成15年7月23日に実現したシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、ワンストップサービスの一層の推進を図るため、関係府省と鋭意手続の見直しを進めているところである。 当該検討に当たっては、財務省が取りまとめを行い、関係府省のほか、申請者の視点を重視する観点から、関係民間業界とも連携して検討を進めており、FAL条約締結に係る措置として、FAL様式の採用、夜間入港規制の廃止及び入港前手続統一様式の導入等の法改正を含む簡素化を行うこととしている。 （法務省） 引き続き関係府省間における連携を強化していく （農林水産省） 東京港、横浜港等主要7港のフルオープン化に向け、平成16年10月より動植物検疫についても他のCIQと同様に執務時間を延長し、関係省庁間の業務の連携を図ったところ。	
	b 民間事業の創意工夫がより一層発揮できるよう、港湾管理者及び港湾利用者の要請を踏まえ、特定の港湾において、民間事業者の活用方策について関係省庁は連携して検討し、結論を得る。	16年度以降検討、結論			（国土交通省） 特定埠頭運営効率化推進事業」を含む特区計画は、現時点で3件提案・認定され、うち2件は平成16年4月から事業を開始、うち1件は平成18年1月から事業の開始を予定している。今後、特区の評価プロセスに従い、所要の対応を進めることとしている。	
通い容器の再輸入	通い容器の再輸入手続の簡素化に関する具体的な改善要望内容	検討・結論			（財務省）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
手続の簡素化 （財務省）	を精査し、リードタイムの短縮の観点も踏まえつつ、具体的な対応策を検討し、結論を得る。				通い容器の再輸入手続きの簡素化について、関税法基本通達の改正を行った。（平成17年4月1日施行）	
沿海区域を超えて航行する内航船の配乗要件の緩和 （国土交通省）	内航船乗組み制度の見直しの一環として、船舶安全法上の限定近海に相当する区域を航行する内航船の配乗要件を新設し資格要件を緩和する。	速やかに措置			（国土交通省） 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）の一部改正により、船舶安全法上の限定近海に相当する区域を航行する内航船の配乗要件を新設し、資格要件を緩和することとした。 （船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部を改正する政令） 平成17年2月2日公布（政令第14号）4月1日施行。	
危険物積載船舶（外航タンカー）の特定港入港におけるGRT（総トン数）制限の撤廃 （国土交通省）	港則法の危険物荷役許可に際し、GRT（総トン数）による制限を撤廃することの可否について検討する。	検討・結論			（国土交通省） タンカーの危険物荷役許可申請における岸壁能力の審査については、原則としてGRT（総トン数）を考慮しないにとする措置を講じた。 【海上保安庁通達 保安安第91号の2 平成17年3月23日】	
保税船用重油の積込承認申請に関する運用の緩和 （財務省）	包括申請に係る運用面の見直しのための実態調査及び検討について、平成16年度の早い時期に結論を得て、措置する。	措置			（財務省） 包括申請について、関税法の改正を行い、申請条件である、1ヵ月の間に予定される積込みの明細について、関税法基本通達の改正を行うことで、取締りに支障を来さない範囲内で緩和措置を講じた。	
Sea-NACCS と Air-NACCSの統合 （財務省）	Sea-NACCSとAir-NACCSの統合については、平成16年度に行う税関システムの刷新可能性調査の一環として検討を行う。その後、民間利用者等との意見調整を行った上で、当該統合を実施するか否かに	検討	検討・結論		（財務省） 平成16年度に、通関情報処理システム（NACCS）を含む税関システムの刷新可能性調査を外部専門家に委託して実施	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	ついでに結論を出し、これを平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に反映させる。				し、その中でAir-NACCSとSea-NACCSの統合について検討を行っているところである。	

## ウ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
混雑空港発着枠の再配分 （国土交通省）	国内航空事業では、平成17年に混雑空港発着枠の再配分が行われるが、その際には、客観性及び透明性の確保や支配的事業者とその他の事業者との競争条件に十分配慮した上で、基準を明確かつ具体的に設定する。	検討・結論				（国土交通省） 平成16年2月より有識者から構成される公開の「当面の羽田空港の望ましい利用のあり方に関する懇談会」において検討を行い、同年9月に報告書を公表し、平成17年2月に新たな基準に基づき、発着枠の再配分を実施した。	
国内航空事業における新規参入に係る対応 （公正取引委員会）	a 国内航空事業分野では、新規参入者の開設した路線に係るその割安な料金を標的にして、競争する路線・時間帯の特定便に係る料金値下げが既存航空事業者によって行われ、公正な競争が阻害されているのではないかとの指摘があるが、独占禁止法（昭和22年法律第54号）違反行為への厳正な対応等、適切な対応を図る。	逐次実施				（公正取引委員会） 公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため設置した公益事業タスクフォース（平成13年4月設置）を活用し、引き続き励行する。	
（国土交通省）	b また、事業運営上不可欠な搭乗受付カウンター、旅客搭乗橋等の空港施設についても、既存事業者が使用しているスペースを新規参入者が公平に使用できるよう、新規参入者の要望を踏まえ、既存事業者に協力を要請する。	逐次実施				（国土交通省） 平成16年12月の羽田空港第2ターミナルビルの供用開始に伴い、日本空港ビルデング（株）が搭乗受付カウンターを、国土交通省が旅客搭乗橋の配分を、各航空会社の輸送力に応じて配分した。	
国際航空貨物輸送に係わるチャーター規制の緩和 （国土交通省）	定期便等に対応できない大規模な緊急事態や荷主の突発的な輸送需要に対応するため、利用航空運送事業者（フォワーダー）によるチャーターに係る規制緩和の具体化のための検討を行い、結論を得る。	検討・結論 （16年中）				定期便等に対応できない大規模な緊急事態や荷主の突発的な輸送需要に対応する場合にフォワーダーによるチャーターを認める具体的内容について、平成16年12月に結論を得、平成17年2月より実施。  【国土交通省通達平成17年2月1日国空国第2985号】	
外国籍ビジネス航空機の指定飛行場	外国籍ビジネス航空機の指定飛行場以外の離着陸許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前	措置				（国土交通省） 航空法施行規則の一部改正により措置（平成17年2月よ	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
以外の離着陸許可申請期間の短縮 (国土交通省)	まで」とする省令改正を実施する。				り実施)。 【航空法施行規則の一部改正 平成17年2月17日国土交通省令第7号】	
外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る許可申請期間の短縮 (国土交通省)	外国籍ビジネス航空機の有償運送許可に係る申請書提出期限について、現行「10日前まで」であるものを「3日前まで」とする省令改正を実施する。	措置			(国土交通省) 航空法施行規則の一部改正により措置(平成17年2月より実施)。 【航空法施行規則の一部改正 平成17年2月17日国土交通省令第7号】	